

福島、昭55不2、昭55.11.27

## 決 定 書

申立人 合化労連昭和電工東長原労働組合

〃 X1、X2、X3、X4

被申立人 昭和電工株式会社

## 主 文

本件申立てを却下する。

## 理 由

### 1 申立ての要旨

申立人等は、被申立人が申立人組合所属の組合員X1を昭和50年3月16日に、同X2を昭和52年3月16日に、同X3、X4を昭和53年3月16日に、専門職3職階1号に昇格（「号飛び」という。）させなかったことは、申立人組合の組合員であることを理由とする差別取扱いであり、労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為であるとして、昭和55年3月8日当委員会に対し救済を申立てた。

### 2 当委員会の判断

(1) 本件申立ては、いずれも昇格昇給差別の是正に関するものであるが、昇格昇給行為は、昇格昇給行為時に完了する一回限りの行為であり、継続する行為とは認められない。

その後の累積された差額は昇格昇給しなかったことによる結果の累積にすぎないと解する。

(2) 本件申立ては、昭和55年3月8日になされており、申立人等が救済を求めている差別があったと主張する日（「号飛び」のなかった日）から既に1年以上を経過しているため、労

働組合法第27条第2項に該当しこれを受けることはできない。

以上のとおりであるから、労働委員会規則第34条第1項第3号を適用し主文のとおり決定する。

昭和55年11月27日

福島県地方労働委員会

会長 土 屋 芳 雄